

議第30号

権利の放棄について

高山市中小企業設備近代化資金の貸付金の未収金について、別紙のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

平成26年3月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市中小企業設備近代化資金の貸付金に係る債権を放棄しようとする。

